

地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の  
持続的な確保・育成事業

公募要領

1. 公募期間

令和7年3月24日（月）～令和7年4月22日（火）14時（必着）

2. 質問受付期間

令和7年3月24日（月）～令和7年4月14日（月）17時（必着）

3. 問合せ先

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

連絡先：hqt-local-guide\_soft★ki.mlit.go.jp

※電子メールによりお問い合わせください。

★を@に変更し、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

令和7年3月

**【申請に当たり必ずお読みください】**

- 本事業は、観光庁、専門家及び地域の関係者等が連携して、特に地方部において、観光コンテンツの供給、コンテンツの質及び満足度の向上、地方誘客の促進並びに消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるガイドの不足という課題に対応するため、地域特性等に応じ、地域一体となってローカルガイド人材の持続的な確保・育成に総合的かつ戦略的に取り組む地域の支援を行い、ビジネスモデルを構築することを目指すとともに、そのプロセスとノウハウを全国各地に横展開し、地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成を推進することを目指す実証事業です。補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものであり、他地域での再現性の高いモデルを構築し、実証事業によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行います。国によるこの調査に要する経費を、国費により負担します。本公募は、この実証に協力いただける事業実施者を募集するものです。
- 実証事業は、必要に応じて専門家による事業内容等のコーチング（改善指導等）を取り入れ、事業事務局（観光庁が別途指定する事業事務局を指す。以下この公募要領において同じ。）の伴走担当者及び専門家との併走により進めていただきます。このため、選定過程及び選定後において、実証事業の内容を申請内容から変更していただくことがあり、申請内容等のおおりに実証を行っていただくとは限らないことにご留意ください。
- 実証事業の選定においては、書面審査に加え、必要に応じて、ヒアリング（遠隔によるものを含む。）を併せて行います。申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員及び事業事務局に提供します。
- 実証事業の公募に係る説明会を以下のとおり実施します。申請を検討している方は可能な範囲で参加いただきますようお願いいたします。
  - ・日時：令和7年3月27日（木）16時～17時
  - ・方法：オンライン（Microsoft Teams）
  - ・参加申込：令和7年3月26日（水）14時までに以下URLからお申し込みください。  
観光庁「地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業」公募説明会（令和7年3月27日（木）16時～17時 オンライン開催）  
申込フォーム (<https://forms.office.com/r/EQZxz8s6Hv>)
- 選定委員会の事務運営は、事業事務局が実施します。選定された実証事業の進捗・執行管理は、基本的に事業実施者のうち代表となる主体が実施し、事業事務局が側面支援を行います。
- 採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、経費の一部又は全額を支払わないことがあります。
- 実証事業によって得られた知見等については、事業終了後に事例集として取りまとめ等を行うことにより、他地域へ広く横展開を行います。
- 本事業は、実証事業終了後も、事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、地域特性等に応じ、地域一体となってローカルガイド人材の持続的な確保・育成に総合的かつ戦略的に自ら取り組むことを求めます。
- 本事業は令和7年度予算の成立を条件とし、採択事業の公表は予算成立後に行います。

## I. 背景と目的

### 1. 背景

令和5年に閣議決定された新たな「観光立国推進基本計画」においては、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つを柱に、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵を行き渡らせることとしています。

日本のインバウンドを取り巻く概況としては、2023年以降のインバウンドの現地ツアーや観光ガイド費用について、購入率・購入単価ともに2018年以降の平均値を上回って推移しており、ローカルガイドへの需要も高まっている状況と言えます。

特に、地域の自然、文化・歴史、生活・生業等を感じられる体験型の観光コンテンツについては、地域の魅力を伝えるローカルガイドがその本質を深く、わかりやすく伝えることで、より高付加価値化が図られるものと考えられます。ガイドの質はコンテンツの質に直結しており、深い体験価値を提供することによる満足度や消費単価の向上、それらによる地域社会と観光の好循環の構築に、質の高いガイドは重要です。

一方、地方部においては、地域独自のガイド認定制度や人材育成プログラムの構築によって先進的な取組を行う地域が現れてきたものの、ガイド報酬の低さや繁閑差によって通年での就労が困難等の構造的な課題も相まって、総じてローカルガイド人材の確保に苦慮している状況にあります。ローカルガイドの不足は観光コンテンツのサービス供給にも直結し、造成したコンテンツの自走化や持続的な経営への影響も懸念されることから、ローカルガイド人材を無理のない形で持続的に確保・育成することが必要です。

このため、人材に限られる地方部において、ローカルガイド人材を無理のない形で持続的に確保・育成し、観光コンテンツの持続的な供給や地域消費の向上へ結びつけるために、地域レベルでどのような取組やビジネスモデルが必要かを検討することを目的として、「地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、令和6年5月から検討を開始しました。令和6年7月公表の中間とりまとめにおいては、ローカルガイドを取り巻く現状と課題、目指すべき方向性、今後進めるべき取組、ローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた取組の必要性等、全体的な概況や方向性を整理したところです。また、令和7年3月公表のとりまとめにおいては、地方部における体験商品の充実に向け、その担い手となるローカルガイドの裾野を拡大し、需要に確実に対応できるようにすることを優先的に取り組むべき課題とし、地域における戦略・取組の方向性を示しています。

日本全体の総人口や労働力人口が減少し、コロナ禍を経て観光人材が不足する中で、インバウンドの需要をとらえ、地方誘客や地域内消費を推進するために、ローカルガイド人材の確保・育成について実践的な取組を進めることは、ますます重要な課題になっていると考えられます。

### 2. 目的

本事業は、有識者会議「令和6年度とりまとめ」を踏まえ、特に地方部において、地域特性等に応じ、地域一体となってローカルガイド人材の持続的な確保・育成に総合的かつ戦略的に取り組み、ローカルガイドの担い手の裾野の拡大を図る実証事業です。実証事業を通して知見を整理し、とりまとめで整理した課題や取組方針について検証を行います。

具体的には、観光コンテンツの供給、コンテンツの質及び満足度の向上、地方誘客の促進並びに消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるローカルガイド人材の不足という課題に対応するため、地域特性等に応じ、地域一体となってローカルガイド人材の持続的な確保・育成に総合的かつ戦略的に取り組む地域の支援を行い、ビジネスモデルを構築することを目指すとともに、そのプロセスとノウハウを全国各地に横展開し、地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成を推進するものです。

本事業を通してこれらに取り組むことにより、ローカルガイド人材の持続的な確保・育成、消費単価の向上やオペレーションの改善等を図り、体験型の観光コンテンツの持続的な供給や地域消費の向上に結びつけ、もって訪日外国人旅行者等の消費額の拡大や地方誘客の促進等に繋げることが期待されます。

本公募は、この実証に協力いただける事業実施者を募集します。

## Ⅱ. 募集内容等

### 1. 申請条件

事業実施者の対象となる申請者は、次の全ての条件を満たす者としてします。

(1) 原則として、地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等）並びに体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター及びOTA等）が連携する組織、団体又は協議会等であること。

単独の主体（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光コンテンツ事業者、ガイド手配団体等又は体験商品の募集機能を担う者）が申請する場合にあつては、他の主体との連携体制が明確であり、地域関係者及び体験商品の募集機能を担う者のいずれとも連携していること。

なお、申請に当たっては、代表となる主体を申請団体とし、当該代表となる主体が、申請団体として複数の申請を行うことは認めない。

(2) 体制の構成主体に、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が含まれていないこと。

### 2. 募集する実証事業

#### (1) 前提

ローカルガイドの持続的な確保・育成にあたっては、体験型の観光コンテンツの担い手となるローカルガイドの裾野を拡大し、需要に確実に対応できるようにしていくことが必要です。これまでの取組事例においては、人材育成のための研修を実施しているものの、人材の掘起しなどの人材確保や、研修で学んだことを実践する体験商品の造成の取組が十分でないケースが見受けられます。また、体験商品の造成を行っているものの、活用可能なローカルガイド人材の確保・育成を考慮できていないケースが見受けられます。

現在、「人材確保」「人材育成」の入口段階と、その人材が活躍することのできる市場を形成していく「市場活性化」の出口段階の双方にボトルネックがあることから、ローカルガイドが生業として成り立ちにくい環境となっております。持続可能なガイド産業基盤を形成するため、人材確保・育成に関する入口戦略と、育成したローカルガイドに対しどのように活躍の場を提供していくかという出口戦略の双方を見据え、「人材確保」「人材育成」「市場活性化」を一体的にバランス良く取り組むことを求めます。

また、地域においては、顧客側や発注者側の視点に過度に立脚しガイド側に過剰なものを求めるのではなく、ガイドを産業として地域が支えていく視点で、ローカルガイドが安心してガイド業を担っていける「ガイドファースト」な取組を求めます。

本事業では、ローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けて、「人材確保」「人材育成」の入口戦略と「市場活性化」の出口戦略の双方を見据え、地域特性等に応じて、地域一体となって総合的かつ戦略的に推進し、他地域での再現性が高いモデルの構築を目指してまいります。

なお、本事業は、有識者会議の令和6年度とりまとめを踏まえて実施する実証事業です。有識者会議における議論ととりまとめについて、以下のURLより必ず確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku\\_seido/local\\_guide.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/local_guide.html)

#### (2) 定義等

##### ① ローカルガイド

特定の地域において、地域資源を活かした体験型の観光コンテンツの体験価値向上のため、当該地域に精通して地域の魅力を伝えるガイドを行う者とし、主に訪日外国人旅行者を対象として有償でガイド行為を行う者を対象とします。専業・副業、全国・地域通訳案内士の資格の有無を問いません。

##### ② 観光コンテンツ

自然環境、文化・歴史、生活・生業等の地域資源を主な対象とした体験型のコンテンツとします。

### (3) 募集する実証事業

地域特性等に応じ、ローカルガイドの実態や地域の目指すべき姿に照らし、ローカルガイドの確保・育成について整理した上で、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等並びに体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター及びOTA等）等の関係者が一体となり、有識者会議「令和6年度とりまとめ」で示された「人材確保」「人材育成」「市場活性化」の取組を総合的、戦略的及び複合的に実施する事業を募集します。事業内容は、「令和6年度とりまとめ」を踏まえ、ローカルガイドの担い手の裾野の拡大に向けて取り組むものとし、これに加えてガイドのレベルの引き上げなどに取り組む場合には評価において勘案します。

なお、取組の前提として、実証事業を通して、以下について整理することを必須とします。

- ・ 地域資源を踏まえ、どのような商品を造成・販売したいのかといった地域の目指すべき姿
- ・ 地域における体験商品の棚卸し、必要となるローカルガイドの人数や質
- ・ 地域特性に応じた、ローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた取組の進め方や体制構築
- ・ 当該体験商品におけるオペレーション工数や人工
- ・ ターゲット層や人工を勘案した経営戦略
- ・ 地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等）並びに体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター及びOTA等）における効果的な連携方策や期待される役割

また、とりまとめにおける地域セグメントごとの取組の留意点を参考としつつ、地域の実情に応じた取組・事業を求めます。

## 3. 事業内容の検討

### (1) 実施体制

事業計画の策定及び事業の実施に当たって、地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等）並びに体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター及びOTA等）と連携してください。

また、事業の実施に際しては、本事業終了までにどの関係者が何を担うかの役割を明確にして合意形成を図るとともに、継続的な取組体制が構築できるよう留意ください。

### (2) 事業計画

#### ① 地域特性

事業実施地域の国内外の旅行者の実績及びポテンシャル、旅行者のニーズ、地域資源やコンテンツの特色、地域のビジョンとの親和性等を明確にしてください。

#### ② ローカルガイド人材に関する現状と課題

ローカルガイド人材の確保・育成に関する現状整理と課題分析、育成に向けたこれまでの取組状況と課題分析を行ってください。

#### ③ 地域の取組の方向性

ローカルガイド人材に関する現状と課題を踏まえ、地域の目指すべき姿を整理し、その姿の実現のために必要となる人材確保、人材育成及び市場活性化のための方向性について、それぞれ整理してください。

また、地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等）並びに体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター及びOTA等）の役割を整理してください。

#### ④ KGI・KPI

地域の目指すべき姿とその達成度を測るための具体的な目標（できる限り定量的な数値目標とし、困難な場合は達成有無を判断できるような目標とする）をKGI・KPIの指標としてくださ

い。KGI・KPI については、本事業を実施する令和7年度中の指標と、次年度以降の中・長期的に達成すべき指標の両方について検討してください。

#### ⑤事業期間及び事業終了後の事業方針・計画

事業の実施を通して、本事業の期間内に到達を目標とする地域におけるローカルガイドの確保・育成に係る状況、また、事業期間終了後に目指すべき姿（ローカルガイドの持続的な確保・育成）の達成を目指す時期及びそれに向けた事業実施・展開の方針、想定されるスケジュール（ロードマップ）を検討してください。

### 4. 実証事業の実施に付随する業務

#### (1) 事業計画書の作成

実証事業を実施するに当たり、専門家等の意見を踏まえ、事業事務局と調整の上、本申請の内容等を基に、改めて事業計画書を作成していただきます。

#### (2) 進捗状況等の報告

実証事業の進捗・執行管理は、基本的に事業実施者のうち代表となる主体が実施し、事業事務局が側面支援を行います。このため、適宜、進捗状況等を事業事務局へ報告していただきます。

#### (3) 成果報告書の作成等

実証事業の終了後、成果報告書を作成していただきます。

成果報告書では、取組内容、事業成果、課題の抽出及びそれらの地域への展開に向けた検討等を取りまとめることとします。なお、内容については事業事務局と協議の上で定めます。

作成いただいた成果報告書については、実証事業を通して得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うため、ナレッジ等と共に公表する予定です。

#### (4) 合同ミーティングへの参加・報告

キックオフミーティング、成果報告会等の合同ミーティングに3回程度ご参加いただき、実証事業の取組及び成果について報告していただきます。

### 5. 留意事項

#### (1) コーチング

本事業における実証事業は、専門家による事業内容等のコーチング（助言、改善提案等）を取り入れ、専門家との併走により進めていただきます。このため、選定過程及び選定後において、実証事業の内容について事務局との協議の上で申請内容から変更していただくことがあり、当該内容等のとおり実証を行っていただくとは限りませんのでご留意ください。

##### ① コーチングとは

実証事業について、事業期間後の次年度以降においても、事業者が自ら継続及び拡大させることを目指し、事業体制・計画・制作・実施等に関して、専門家が事業実施者に対し改善指導やサポート等を行うものです。実証事業の運営は、専門家との併走により進めていただきます。コーチングを通し、事業で構築されたスキームを実証事業終了後も継続的に活用・展開し、地域の観光コンテンツの充実のために自らローカルガイド人材を持続的に確保・育成することを前提とします。また、コーチングにより得られた知見等は、他地域へも参考としていただけるよう、広く横展開を行います。

##### ② 専門家の配置

採択した実証事業内容等を踏まえ、担い手拡大・確保、ガイド育成・質向上、安定的な需要づくり、就労環境改善、コンテンツの磨き上げなど地域特性やガイド分野等に応じた総合的かつ戦略的な取組を支援するための専門家を適宜配置します。

## (2) 申請前の各種調整等

申請前に、次の事項について調整等を行うようにしてください。

調整等を行っていないにも関わらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。

- ① 地域関係者（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等）並びに体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター及びOTA等）で連携して事業を進めることを必須とします。連携体制について、申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。
- ② 実証事業の実施に当たり、食品営業や道路河川占用等の各種許認可を取得していることが必要な場合は、事業の申請前に許認可を取得するか、又は許認可申請若しくは許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。国立・国定公園を対象地に含む場合は、工作物の設置等の有無に関わらず、国立公園については所管する環境省自然保護官事務所等に、国定公園については所管する都道府県自然公園部局に事前の相談・確認をし、事業内容に応じて連携を図るようにしてください。

## 6. 対象経費等

### (1) 対象経費の項目等

下表のうち、地域一体となってローカルガイド人材の持続的な確保・育成に総合的かつ戦略的に取り組む事業に必要な経費であって、適切かつ効率的に計上されているものが対象となります。

なお、経費の計上期間は、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和8年2月16日（月）までに限ります。

対象経費の項目	概要	
I ・ 実証事業の費用	i. 人件費・賃金	実証事業を行うために必要な人件費（例：調査・評価・検証、モデル構築のための企画立案・調整等に従事する者の人件費）。 実証事業に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金。
	ii. 旅費	実証事業を行うために必要な出張等に係る経費。
	iii. 謝金	実証事業を行うために必要な謝金（例：会議等に出席した外部専門家等に対する謝金）。 ※国の支出基準の範囲内で事業実施者の謝金規定等に基づき計上。
	iv. 広告宣伝費	実証事業で磨き上げた体験商品の情報発信・広報等に必要な費用（例：ウェブサイト・パンフレット等の制作費、SNS運営費、メディア等へのリリースに要する費用）。
	v. 借料及び損料	実証事業を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
	vi. 消耗品費	実証事業を行うために必要な消耗品（例：紙、封筒、ファイル、文具用品類）の購入に要する経費（1組又は1個税込5万円未満）。 ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。
	vii. その他諸経費	実証事業を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが特定・確認できるものであって、i.～vi.のいずれの区分にも属さないもの（例：郵便料、損害保険料、印刷費）。
II. 再委託費	事業事務局との取決めにおいて、事業実施者が実証事業の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。	

※ 人件費については、観光庁が過大と判断した場合には、従事する業務の内容や単価等について、ヒアリングにおいて詳細に確認します。

※ 実証事業を行うために既存施設等の改修・整備、設備・備品の購入が必要な場合は、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的

な確保・育成事業)の活用を検討ください。

### ① 対象経費

- ・ 地域におけるローカルガイドの実態に関する調査経費
- ・ 協議会等の開催、戦略策定等に係る経費
- ・ ローカルガイド人材の確保・育成に係る経費
- ・ オペレーション改善・効率化、ガイド供給量の可視化に係る経費
- ・ 観光コンテンツ等の商品としての磨き上げ等に係る経費
- ・ ローカルガイドや観光コンテンツに関する外国語による情報提供等に係る経費
- ・ ローカルガイド人材の確保・育成に向けた課題抽出のためのモニターツアーに係る経費
- ・ その他、観光庁が本事業の目的を達成するために必要と認める経費（有識者会議「令和6年度とりまとめ」に記載された取組を実施するにあたって必要となる経費等）

### ② 対象外経費

- ・ 事業計画書が承認される前に発生した経費
- ・ 本事業の申請に要した経費
- ・ 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費
- ・ 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ・ 単純な観光プロモーションのみを目的とした動画等の制作に係る経費
- ・ 恒久的な施設の設置・改修、耐久消費財や用地取得等に関する経費
- ・ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・ 事業実施者における経常的な経費（人件費、旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ・ 実証事業の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等の購入費（机、椅子、書棚等の什器類及び事務機器等）
- ・ 本事業の成果物が観光庁以外の財産となる経費（資産として実証事業後も残る物品等）
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 国の支出基準を上回る謝金
- ・ 景品等の購入費、クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
- ・ 実証事業における資金調達に必要なとなった利子等
- ・ その他実証事業と無関係と思われる経費

### (2) 経費の規模

実証事業の実施において、国費により支弁する経費の規模については、1事業当たり20百万円(税込)を上限とし、全事業者の平均は17百万円(税込)を想定しています。

また、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。

### (3) 実証事業の委託

事業実施者に選定され、実証事業の一部を事業実施者以外の者に委託する場合には、事前に観光庁及び事業事務局に可否を確認する必要があります。

また、事業の根幹を担う部分（企画、取りまとめ及び進捗報告等）の委託はできません。

### (4) 経費計上期間

原則として、観光庁及び専門家により構成される選定委員会によって事業採択が決定した後、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和8年2月16日(月)までを対象とします。

実証事業の終了後、事業実施報告書を作成していただくことと、実証事業終了後に開催を予定している成果報告会等において、実証事業の成果を報告していただく場合があることに鑑み、実証事

業の計画は、令和8年2月16日（月）の直前まで実施するものとならないよう、留意してください。

### (5) 経費精算

選定を受けた事業実施者は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や採択された事業を遂行する等の義務が生じます。事業実施者は、実証事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、請求書及び領収書等）を整理し、事業終了後1年間保存しなければなりません。

また、実証事業の経費は、経費報告書及び証拠書類の写し等を提出していただき、対象経費であるかを観光庁及び事業事務局が精査し、額が確定した後、事業完了後に事業実施者からの請求書に基づき、原則として精算払いを行います。

なお、申請時に示した成果目標に対する達成状況及び報告書の内容によっては、経費の一部又は全額を支払わないことがあります。

## Ⅲ. 提出及び質問

### 1. 提出

#### (1) 提出書類

##### ① 様式1 応募申請書

申請団体名・当該団体の代表者名、実証事業名等を様式に沿って記載してください。申請団体や当該団体の代表者等の自署・押印は不要です。

##### ② 様式2 申請団体概要書

申請団体の概要を様式に沿って記載してください。また、申請団体の規約（所在地・会計方法等が記載された一般的な定款）等を添付してください。新規で設立する申請団体の場合は、申請に際し規約等を予め作成し、作成中の場合も応募申請書に添付してください。

##### ③ 様式3 実証事業の計画

事業計画等について記載してください。画像・図表を掲載する場合は、公表される前提で作成してください。

##### ④ 様式4 必要経費の内訳

実証事業に係る経費について記載してください。

##### ⑤ 事業概要説明書

様式1～3の黄色マーカーで着色した項目から、実証事業の概要が1枚で分かるように簡潔に記載してください。必要に応じて事業概要説明書を公表しますので、画像・図表を含め公表される前提で作成してください。

下表の様式・ファイル形式に沿い、(1)PDF形式1点及び(2)PowerPoint形式1点の電子データ計2点を提出してください。各様式は、観光庁ホームページからダウンロードできます。

	ファイル名	様式	ファイル形式
(1)	【市区町村コード】様式1-4_申請団体名.pdf	様式1 応募申請書	Word形式により作成し、PDF形式にて提出。
		様式2 申請団体概要書	
		様式3 実証事業の計画	
		様式4 必要経費の内訳	
(2)	【市区町村コード】事業概要説明書_申請団体名.pptx	事業概要説明書	PowerPoint形式により作成・提出。

・団体の定款等の参考資料がある場合、上表(1)のPDF形式内、様式4に続けてまとめるようにし、

上表(1)・(2)の電子データ2点以外の電子メールへの添付は避けてください。

- 提出する電子データ2点について、実証事業の実施地域の市区町村コード(6桁・半角)を【】で囲い、それぞれのファイル名の冒頭に付してください。複数の市区町村を跨ぐ場合は、事業において最も主要となる市区町村のコードを1つ選んで付すようにしてください。市区町村コード(団体コード)は、総務省ホームページから検索することができます。

<https://www.soumu.go.jp/denshi/jiti/code.html>

例：東京都千代田区が実施地域の場合のファイル名 【131016】様式1-4\_申請団体名.pdf

- 提出する電子データ2点のファイル容量は、合計10MB以内としてください。また、ウイルスチェックを実施してください。

## (2) 提出方法

電子メールによる提出のみとします。紙媒体やCD-ROM等の電子媒体を郵送・持込み等の方法で提出することはできません。また、原則として大容量送受信ツール等を使用することはできません。

提出の際は、必ず以下の申請登録フォームも併せてご回答をお願いいたします。

【調査事業】地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業 申請登録フォーム (<https://forms.office.com/r/9FFQYDvQzp>)

提出先メールアドレス hqt-local-guide\_soft★ki.mlit.go.jp

※ ★を@に変更し、電子メールの件名を「【提出】申請団体名」としてください。

## (3) 提出期限

令和7年4月22日(火)14時(必着)

※ 本期限までに観光庁が受領したものを有効として取り扱います。一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。

## (4) 提出後の連絡

電子メールの受信後、観光庁から受信確認のメールを送付します。3開庁日を経過しても受信確認のメールが届かない場合を除き、提出書類の受領確認のために観光庁へ電話等により照会することはお控えください。

提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

ヒアリング(遠隔によるものを含む。)対象となった申請については、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

## 2. 質問

### (1) 質問方法

質問受付期間内に以下のメールアドレスに問合せください。なお、観光庁への訪問や電話による質問等はできません。

質問先メールアドレス hqt-local-guide\_soft★ki.mlit.go.jp

※ ★を@に変更し、電子メールの件名を「【問合せ】」としてください。

### (2) 質問受付期間

令和7年3月24日(月)～令和7年4月14日(月)17時(必着)

### (3) 回答

電子メールの受信後、観光庁から回答のメールを送付します。回答のメールが3開庁日を経過しても届かない場合を除き、観光庁へ電話等により照会することはお控えください。

#### IV. 事業実施者の選定

##### 1. 選定方法

事業実施者の選定に当たっては、申請期限までに申請があった提案の中から、専門家により構成される選定委員会において選定を行い、5月下旬頃に採択事業を公表する予定です。

##### 2. 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。

事業内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ローカルガイド人材の持続的な確保・育成のために、ローカルガイドの担い手の裾野を広げ、訪日外国人旅行者に対応できるローカルガイドを育成し、安定的な需要を作る好循環を地域で創出することの重要性を理解していること。</li> <li>(2) 持続可能なガイド産業基盤を形成するため、人材確保・育成に関する入口戦略と、育成したローカルガイドに対しどのように活躍の場を提供していくかという出口戦略の双方を見据え、「人材確保」「人材育成」「市場活性化」を一体的にバランス良く取り組むことの重要性を理解していること。</li> <li>(3) 地域関係者等がローカルガイドを支える視点で、ローカルガイドが安心してガイド業を担っていける「ガイドファースト」の必要性を理解していること。</li> <li>(4) 実証事業の内容が他地域への横展開へ高く寄与することが期待できること。</li> <li>(5) 実証事業の効果として、将来的な国内外の観光客数の増加、消費額増加及び満足度向上が期待できること。</li> </ul>
地域に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業実施地域の特性について現状・課題を把握していること。</li> <li>(2) 事業実施地域におけるローカルガイド人材の現状と課題を質・量、取組の観点で把握していること。</li> <li>(3) 事業実施地域におけるローカルガイド人材の現状と課題を踏まえ、地域の目指すべき姿を整理し、その実現のために必要となる「人材育成」「人材確保」「市場活性化」の方向性を総合的かつ戦略的に整理していること。</li> <li>(4) 事業推進に当たり、地域関係者及び体験商品の募集機能を担う者の役割を整理していること。</li> </ul>
事業遂行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中長期及び本事業期間の目標及び指標について、地域の現状・課題、実証事業の内容を踏まえて適切に設定されていること。</li> <li>(2) 実証事業の実施体制について、事業の目的達成及び円滑な事業計画の遂行に必要な組織・人員等を、質・量双方の観点で十分に備えており、役割が適切に分担され、明確となっていること。</li> <li>(3) 必要経費の上限額内において、取組内容に応じた適切・有効な経費支出を試みており、販売体制等に鑑み、経費に見合った事業成果が期待できること。</li> <li>(4) 実証事業期間内において、着実に進められる計画を立てており、実証事業終了後、事業者自らによる事業の継続及び拡大を見据えた自走化できる取組となっていること。</li> <li>(5) 事業の根幹を担う部分（企画、取りまとめ、進捗報告等）が、事業実施地域を活動拠点とする事業者により行われる実施体制となっており、当該地域が主体となった取組が期待できること。</li> <li>(6) ローカルガイド人材の持続的な確保・育成を行う意欲のある、多様な関係者が連携した実施体制が敷かれていること。</li> <li>(7) 国費による実証事業と、それに関連する地域が自らの費用で実施する取組との相乗効果が大きいこと。</li> </ul>

### 3. ヒアリングの実施等

選定においては、書面審査に加え、必要に応じて、ヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施します。ヒアリング対象となった申請については、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。

### 4. 採択事業の公表

観光庁又は事業事務局から、採択事業の事業実施者に対し採択の旨を通知するとともに、観光庁ホームページにて事業実施者名及び事業内容等について公表します。

なお、採択・不採択の理由に関する個別の問合せはお控えください。

## V. その他

- (1) 実証事業の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該実証事業の内容を変更する場合、又は実証事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に観光庁又は事業事務局の承認を得なければならないこととします。ただし、観光庁又は事業事務局からの事実関係の確認やコーチングに応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
- (2) 事業実施者に実証事業で構築されたスキームを自走化させ、継続的に活用・展開し、地域の観光コンテンツの充実のために自らローカルガイド人材を持続的に確保・育成することを求めます。このため、実証事業終了後においても、事業の進捗について継続して調査する予定のため、観光庁が必要と判断した場合、関係する報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。
- (3) メディア等から実証事業について問合せや取材があった場合、必ず、遅滞なく事業事務局に連絡をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送等されるなどの場合には、事業事務局にその内容を報告してください。また、その報告の内容を成果報告書に含めていただく場合があります。
- (4) 実証事業の PR 映像撮影、報道機関への発信、イベントや広報活動など、協力依頼を行う可能性があり、依頼を受けた際には協力していただく場合があります。
- (5) 採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様とし、経費の一部又は全額を支払わないことがあります。
- (6) 申請については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (7) 観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律66号）に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- (8) 実証事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法及び「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。
  - ① 提供された情報、実証事業実施において知り得た情報については、事業期間中及び事業終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しないこと。

- ② 提供を受けた情報及び実証事業実施において知り得た情報のうち、機密性2（情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報）以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁及び事業事務局と協議の上、令和8年3月31日以降速やかに全て消去すること。

(9) 実証事業の成果物（「Ⅱ．募集内容等」の「4．実証事業の実施に付随する業務」で作成した事業実施報告書等の資料を指す。以下同じ。）の帰属事項については、以下のとおりとします。

- ① 成果物に関する著作権<sup>\*</sup>、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は観光庁に帰属するものとする。
- ② 成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- ④ 事業実施者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※ 著作権は、次の一切を含みます。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権、公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」